

(2024年12月版)

国際ロータリー第2660地区



2024-25年度

財団補助金申請ハンドブック

RID2660 地区ロータリー財団委員会

目 次

ロータリー財団の補助金

財団補助金の種類	4
財団補助金の概要	4
財団補助金の選び方	6

第 2660 地区の地区補助金（DG=District Grants）

地区補助金申請要項	7
地区補助金の地区予算	7
地区補助金申請の要件	7
地区補助金申請の要件（第 2660 地区）	8
地区補助金申請の制約事項（第 2660 地区）	9
地区補助金の業務サイクル	11
地区補助金申請書	12
利害の対立の回避と可能性の開示	12
地区補助金審査	12
第 2660 地区の承認	12
ロータリー財団の承認	13
地区補助金口座	13
地区補助金活動の中止や活動内容・予算の変更	13
地区補助金活動の中止と変更の手続き	14
地区補助金の最終報告書	15
地区補助金と RI 為替レート（ロータリー・レート）	16
事業費（地区補助金＋クラブ拠出金）が過不足となった場合	16
地区補助金授与額	16
人道的国際奉仕のための地区補助金申請	17
ローターアクトクラブによる地区補助金申請	17
インドおよびフィリピンにおける補助金活動	18
米国財務省資産管理局審査対象国における地区補助金活動	18

グローバル補助金と地区財団活動資金（DDF=District Designated Fund）

7 重点分野	19
グローバル補助金が利用できる活動	19
グローバル補助金活動立案の留意点	20
ベトナムにおけるグローバル補助金活動	21
地域社会の調査	21
グローバル補助金の資金調達	22
クラブの参加資格	22
グローバル補助金申請方法	23
グローバル補助金の支払い	23
グローバル補助金へのクラブ拠出金と追加金	23
報告要件	23
グローバル補助金のための第 2660 地区の DDF 授与額と要件	24
第 2660 地区の DDF 申請時期	24
第 2660 地区の DDF 申請必要書類	24
第 2660 地区の DDF 審査と承認	24
第 2660 地区の DDF 制約事項	25
ロータリーアクトクラブによるグローバル補助金申請	25

グローバル補助金承認後の手続き

ロータリー財団承認後の手続き	26
----------------	----

グローバル補助金・・・グローバル奨学生

グローバル奨学生（第 2660 地区）の募集要項	27
グローバル奨学生の派遣時期	28
奨学生の選考から申請までのスケジュール	28
グローバル奨学金の為の DDF	29
クラブが提唱するグローバル奨学生	29
グローバル奨学金を成功させるためのポイント	29

クラブの資格認定

資格認定プロセス	32
補助金管理セミナー	32

参考資料

7重点分野の基本方針	33
7重点分野…グローバル補助金の受領資格のないもの	36
プロジェクトの標識	39
財団の用語集	40

ロータリー財団の補助金

財団補助金の種類

ロータリー財団の補助金は、以下の4つです。

1. 地区補助金（DG=District Grants）
2. グローバル補助金（GG=Global Grants）
3. ロータリー災害救援補助金（Rotary Disaster Response Grants）
4. 大規模プログラム補助金（Programs of Scale Grants）

財団補助金の概要

地区補助金・・・・・・・・

地元や海外で行う小規模で短期（1年以内に終了）の活動に活用する補助金です。
この補助金は地区が管理・配分しますので、クラブは地区の申請要件に従わなければなりません。

グローバル補助金・・・

以下に該当する大規模な活動（3万ドル以上）に活用する補助金です。

- 7重点分野のいずれかに該当すること。
- 活動が実施される国のクラブまたは地区と、それ以外の国のクラブまたは地区が協力し提唱する（※）。
- 実施地の人々が特定したニーズを満たす。
- 実施地の人々が積極的に参加する。
- ロータリーの活動が終了しても、実施地の人々が自力で取り組んでいくことができる（成果が持続する）。
- 測定可能な成果をもたらす。

（※）例外として、これまでロータリークラブが存在しなかったベトナムが挙げられていましたが、2021年6月にベトナムにおいてもクラブが設立されたため、例外の適用は無くなりました。グローバル補助金活動を実施するにあたっては、ベトナム国内のクラブを実施国側クラブとして提唱してください。
（「ベトナムにおけるグローバル補助金活動」参照）

ロータリー財団の補助金

ロータリー災害救援補助金・・・（『ロータリー災害救援補助金 授与と受諾の条件』参照）

災害の被害に遭った地区が復旧活動を援助するためにロータリー災害救援補助金を活用することができます。被災地区は、財団の災害救援基金に十分な蓄えがある場合、最高 25,000 ドルまでを申請できます。申請方法等詳細は、災害発生時に地区財団委員会からクラブに連絡致します。

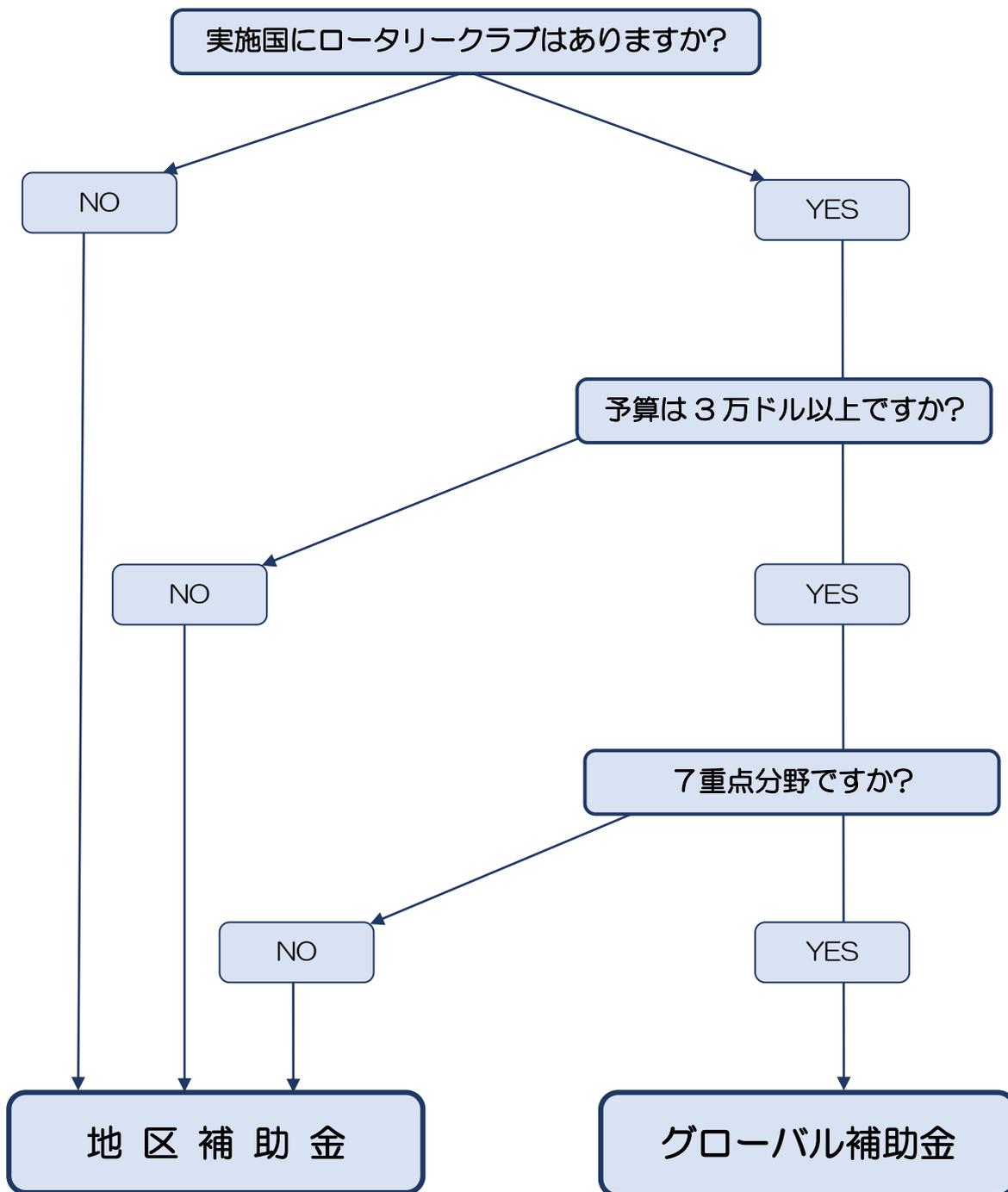
大規模プログラム補助金・・・

国際財団活動資金（WF）から 200 万ドルが提供される競争制の補助金です。この補助金は、証拠に裏付けられた持続可能な介入、および測定可能な成果とインパクトを生むために、大勢の人びとと広大な地域に恩恵をもたらす重点分野の 1 つ以上と合致する長期（3～5 年）の活動を支えます。

- 地域社会の優先事項を反映した、明確に定義されたニーズに取り組み、地域社会のリーダーが参加する。
- プログラムの立案・実施・モニタリングと評価の義務を支援できる非政府組織、営利組織または政府組織といったパートナーと協力し持続的発展をもたらすこと。
- プロジェクトを成功に導くためにロータリー会員がリーダーシップを発揮すること（この補助金の場合は、単にパートナー団体にリソースを移譲すべきではないため）。
- 類似したニーズをもったほかの地域社会が応用できる活動を含んでいること。

財団補助金（地区補助金とグローバル補助金）の選び方

以下のチャートは、海外で行う活動やプロジェクトの為に補助金の選択方法の一例です。
地元で行う活動やプロジェクトは、地区補助金を利用します。



第 2660 地区の地区補助金（DG=District Grants）

地区補助金申請要項

クラブは、財団の使命に関連する以下の活動やプロジェクトの目的で、第 2660 地区ロータリー財団委員会に地区補助金を申請することができます。ロータリークラブの無い国または地域においても、実施が可能です。地区補助金活動は 2 年度制（計画年度・実施年度）です。「地区補助金の業務サイクル」をご参照下さい。

- ・人道奉仕 … 災害復興活動や建物の建築（増築や改修含む）にも利用可能
- ・奨学金 …… 教育機関のレベルや場所、支給期間、専攻分野の制約なし
- ・職業研修 … 専門職業をもつ人びとから成る職業研修チームの派遣
（現地の人びとに職業研修を行うチーム、または現地で職業スキルを学ぶチーム）

地区補助金の地区予算

地区補助金は、地区財団活動資金（DDF）の最大 50%を財源とします。当地区では地区補助金を、人道的国際奉仕活動（国外）・社会奉仕プロジェクト・奨学金・職業研修・臨時費・管理費に配分します。

（地区財団活動資金＝DDF：地区内のクラブからの年次基金（シェア）への寄付は、3 年後に一部が DDF となり、クラブや地区、または財団のプロジェクトのために活用することが可能となります。DDF の半分までを地区補助金として使用でき、残りはグローバル補助金の申請、ポリオプラスやロータリー平和センターの支援のために配分します）

地区補助金申請の要件

クラブは、ロータリー財団の「ロータリー財団 地区補助金 授与と受諾の条件」（以降「授与と受諾の条件」）を遵守しなければなりません。「授与と受諾の条件」はロータリー財団によって随時変更・修正されますので、MyRotary または地区ウェブサイトから申請前に必ず最新版である事を確認して参照して下さい。

なお、当地区では、青少年交換・RYLA・ロータリーの友情交換・インターアクトへの支援には補助金は使えません。

第 2660 地区の地区補助金（DG=District Grants）

地区補助金申請の要件（第 2660 地区）

クラブの活動やプロジェクトは、財団ならびに当地区の定める要件に該当しなければなりません。

プログラム	要件
人道奉仕	<ul style="list-style-type: none"> ・公益性やより高い教育効果の期待される活動。 ・社会的弱者と言われる人々（雇用・就学の機会や国籍・性別の違い、あるいは疾患などによって、所得・身体能力・発言力などが制限され、社会的に不利な立場にある人）への支援がより望ましい。 ・受益者はなるべく多数となるのが望ましい。
奨学金	<ul style="list-style-type: none"> ・成績優秀な学生。 ・補助金受領者は、オリエンテーションを受けなければならない。 ・奨学金授与期間は 1 年を超えない。
職業研修	<ul style="list-style-type: none"> ・優秀な人材。 ・補助金受領者はフルタイムで 2 年以上の職務経験を必要とする。 ・補助金受領者は、オリエンテーションを受けなければならない。 ・研修期間は 1 年を超えない。 ・職業研修チームの場合、交換する必要はない。
共通	<ul style="list-style-type: none"> ・ロータリー会員の活動が財政援助や物品寄贈等にとどまらず、プロジェクトに積極的に関わっていなければならない。 ・審査は（不備の無い）申請書受付順とする。 ・人道的に重要度が高い活動。 ・クラブは、地区から参加資格の認定を受けなければならない（「クラブの資格認定」参照）。 ・原則として、プロジェクトは年度内に完了するもので、かつ、最終報告書の提出期限（次年度の地区補助金の申請期限⇒4/30）に間に合うよう完了しなければならない。 ・一クラブ申請（プロジェクトの代表提唱クラブとして補助金を申請できるのは年度内 1 件です。協クラブとして、補助金を申請する他クラブ提唱のプロジェクトに参加する事は可能です）。 ・利害の対立を回避、あるいは利害の対立の可能性を開示すること（「利害の対立の回避と可能性の開示」参照）。

第 2660 地区の地区補助金（DG=District Grants）

地区補助金申請の制約事項（第 2660 地区）

以下に該当する活動には地区補助金を使用することはできません。

プログラム	制 約 事 項
人 道 奉 仕	<ul style="list-style-type: none"> <p>・ 既に進行中または完了したプロジェクト</p> <p style="padding-left: 20px;">※補助金がクラブの補助金口座に着金する以前に経費が発生している場合は、進行中の活動とみなされます。</p> <p>・ ロータリー会員の積極的な活動を含まないプロジェクト</p> <p style="padding-left: 20px;">※ロータリー会員が加わることなく、補助金活動の計画や実施を中間団体や受益者に委ねることは認められません。</p> <p>・ 他団体の継続的運営費（ランニングコスト）</p> <p style="padding-left: 20px;">※直接受益者への支援に該当しない備品や設備の寄贈、団体の運営費補助などに補助金は使用できません。また、既存のイベントに対して新規に運営支援を行う場合も同様です。</p> <p>・ 特定の受益者、団体、地域社会に対する継続的または過度の支援</p> <p style="padding-left: 20px;">※財団補助金は、最終的には支援対象の自立を目指しているため、無期限の継続的支援により受益者が支援に期待・依存してしまうことを避ける必要があります。そのため、原則として複数年度にまたがる継続的支援が禁止され、単年度での事業完了が求められます。</p> <p style="padding-left: 20px;">ただし実施規模や長期対応の必要性などから、単年度では完了不可能な事業の場合、例外として複数年度での継続的活動が認められることがあります。その場合、「完了までの期間（年数を明示）」と「複数年かけて達成する目標」を具体的に設定し、事前に地区補助金小委員会に打診の上、申請書にその旨明示することが必要となります。また、事業開始の次年度以降は、申請書において「～年計画における～年目」と必ず表記して下さい。なお、初年度申請時に取り決めた完了までの期間を、以後に延長することはできません。</p>

プログラム	制 約 事 項
人 道 奉 仕	<p>※複数のクラブが個々の補助金事業によって同一の受益者・団体・地域社会を支援することは、過度の支援に該当します。支援先が他クラブと重複していることが判明した場合は、いずれかのクラブが代表提唱となって一件の補助金事業に集約し、それ以外のクラブは共同提唱として参加して下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> • ロータリーのイメージ向上や広報だけを目的とした活動 <ul style="list-style-type: none"> ※財団補助金は人道支援に使用できますが、広報には活用できません。 • 行政や他団体への支援 <ul style="list-style-type: none"> ※行政や他団体は活動の協力団体とみなされ、寄贈された物品や設備等による、直接的な受益者とはなれません（例：教員の職場環境の改善など）。また、ロータリー会員の補助金活動は受益者に対して直接実行して下さい。 • 他の補助金・支援団体との支出の混在 <ul style="list-style-type: none"> ※他団体とともに同一の受益者を支援することは可能ですが、資金・支出が混在しないよう事業範囲を明確に分離するか、または主催となり他団体を含む全資金を補助金口座で一元管理するか、いずれかの方法で透明性を保持して下さい。 • 講師一人当たりの報酬がプロジェクト予算の10%または10万円を超える講演会やセミナーなど <ul style="list-style-type: none"> ※研修もしくは講習等への出席、講演、助言等による知識や意見等の提供を行う依頼先に対する報酬には原則補助金は使用できませんが、効果的な活動にどうしても不可欠の場合は認められることもあります。 • ロータリー会員やその家族・親族・知人の旅費や交通費などの経費 • 青少年交換・RYLA・ロータリーの友情交換・インターアクトへの支援
奨 学 金	<ul style="list-style-type: none"> • オリエンテーションの経費に対する補助金の充当 • 他団体から別の奨学金を受けている奨学生への支援
職 業 研 修	<ul style="list-style-type: none"> • オリエンテーションの経費に対する補助金の充当

第 2660 地区の地区補助金（DG=District Grants）

地区補助金の業務サイクル

2023年 7-12月	2024-25年度に実施する地区補助金活動の計画を立てる。 *現地を視察し、ニーズを調査・特定する。 *プロジェクトの予算計画を策定する。
2024年 2月	財団補助金参加資格認定を受ける。 *「補助金管理セミナー」に出席する（対面式セミナー開催が困難な場合、オンライン出席または MyRotary 内のラーニングセンターの受講を承認要件とする場合があります）。 *覚書に署名し、地区に提出する。 地区補助金の申請計画を立てる。 *見積書等の必要書類を用意する。
2024年 3-4月	地区補助金申請書（地区ウェブサイトからダウンロード）を記載し、必要書類を添付のうえ地区にメールで提出する（郵送不可）。 *地区から「修正再提出依頼書」が送付された場合は、速やかに再提出して下さい。
2024年5月	地区から「地区審査報告書」を入手する（地区による審査結果を御連絡します）。
2024年6月	地区から「補助金口座連絡の御願い」が届いたら、必要事項を記入し、返信する。
2024年8月	補助金の着金を確認し、クラブの拠出金を補助金口座に入金する。プロジェクトを開始し、経費支出後領収書を入手する。
2025年2月まで (補助金着金後6ヶ月以内)	中間/最終報告書（地区ウェブサイトからダウンロード）に必要事項を記載のうえ、必要書類を添付し地区資金管理小委員会にメールで提出する。 *補助金口座の通帳（入出金記録）と領収書のコピーを添付する。
2025年 4月30日まで	中間報告書提出済みクラブは、最終報告書を提出する。

【重要】地区補助金に関わる全ての書類（申請書・報告書・領収書を含む会計書類）の原本はクラブで大切に保管下さい。

第 2660 地区の地区補助金（DG=District Grants）

地区補助金申請書

活動の内容（人道的活動・奨学金・職業研修）に応じて、該当する地区補助金申請書を地区ウェブサイトより入手し、漏れなく記入の上、見積書のコピー（ネット通販の場合は当該商品の価格がわかるもの）を添付して提出します。申請書に記載する物品名称は固有名詞や商品名を避けて下さい（例：×「とびだし君」⇒○「交通標識」等）。見積書は日付を明記し、宛先が提唱ロータリークラブ／発行元が提供業者となっている必要があります（協力団体や受益者は不可）。また見積書をはじめ添付書類が他言語の場合は和訳が必要です。なお、申請書を含む提出書類は全てメールで地区補助金小委員会（ガバナー事務所）まで提出して下さい。

利害の対立の回避と可能性の開示

ロータリー会員は、補助金活動から直接的/間接的利益を受ける事はできません。ロータリー会員の経営する団体や企業から、やむを得ない理由（対象商品やサービスを扱っている業者がロータリー会員の企業だけの場合など）で補助金により商品やサービスを購入する場合は、その旨申請書に記載して下さい。また、公正なプロセス（相見積りや入札）を経てロータリー会員の企業の商品やサービスを購入する場合も申請書に記載し、少なくとも当該企業を含む 3 件以上の相見積書を添付して下さい。なお購入先がロータリー会員の企業である場合、このロータリー会員はプロジェクトに直接関与することはできません。支援先がロータリー会員の運営する団体や施設で、ロータリー会員に利益が無い場合には補助金活動が認められますが、その旨を申請書に開示して下さい。また、このロータリー会員はプロジェクトに直接関与することはできません（補助金申請担当者やプロジェクト企画・実施従事者など）。

地区補助金審査

補助金の審査は、地区補助金小委員会が担当します。審査の方法は、原則として書類に不備がなければ先着順とし、補助金が上限に達し次第受付を締め切ります。

第 2660 地区の承認

地区による審査の結果は、地区財団委員会が「地区審査報告書」をもってクラブへ連絡を行います。承認の場合、地区がロータリー財団に地区補助金を申請することを承認したという連絡であり、ロータリー財団からの正式な承認ではありませんので、クラブはまだプロジェクトや活動を開始する事はできません。事業に関する発注・支払いが可能となるのは補助金着金後となります。

第 2660 地区の地区補助金（DG=District Grants）

ロータリー財団の承認

ロータリー財団の正式な承認は、地区財団委員会を通じて「補助金口座情報連絡のお願い」の書式発送をもって通知致します。この書式を受領したクラブは補助金口座を開設し、地区財団委員会に口座情報を提供の上、地区補助金の着金を待ちます。なお、財団より地区を通じて追加の問い合わせ（例：青少年の宿泊・長距離移動を伴う事業の場合、宿泊形態や移動距離）があった場合は、全申請クラブの着金時期に影響しますので速やかなご回答をお願いします。

クラブの補助金口座に地区補助金が着金しましたら、ただちにクラブの拠出金も入金のおえプロジェクトや活動を開始して下さい。

地区補助金口座

クラブは補助金専用口座を開設し、複数の補助金が同一の口座に混在せぬよう注意します。口座名は補助金専用とわかるものが望ましく、地区補助金と共にクラブの拠出金も一旦口座に入金して下さい（活動実施地が海外で、現地から資金提供がある場合は入金する必要はありません）。地区補助金とクラブの拠出金を他の口座に振り替えたりせず、活動に要する経費の全ての入出金を補助金口座により行い、通帳に記録します。少なくとも 2 名以上の会員が補助金口座の入出金を管理しなければなりません。

また、振込・送金は購入業者に対して直接行って下さい。中間団体や受益者に購入を委託せず、クラブ担当者自らが直接取引を行うことが必要です。ただし、海外にて物品を調達する必要があるが、為替制度の未整備等の事情により販売業者への直接送金が困難な場合には、現地の中間団体への送金が可能です（対象は現地の中間団体に限られます。日本国内の中間団体・受益者に送金し、現地への送金を委託することは認められません）。

地区補助金活動の中止や活動内容・予算の変更

地区補助金は、実施に先立ってロータリー財団により承認された活動のみに使用しなければなりません。承認後にやむを得ず活動を中止する場合やプロジェクトの内容（寄贈物品の種類や寄贈先、予算、活動内容など）を変更する場合、手続きは次ページの通りですが、必ず事前に地区財団委員会に連絡のうえ承認を受けて下さい。

第 2660 地区の地区補助金（DG=District Grants）

【地区補助金活動の中止と変更の手続き】

	連絡および報告書について	地区補助金について
活動の一部中止 ・縮小	<ul style="list-style-type: none"> 最終報告書提出時、「プロジェクトの成果」欄に一部中止・縮小となった内容とその理由を記載して下さい。 	<p>一部中止・縮小によって削減された経費はクラブ拠出金より減額して下さい。ただしクラブ拠出金が 20 万円を下回ることはできません。その場合は、寄贈する商品・サービスをより上位のものに変更したり、消耗品を増量することで対応して下さい。</p>
活動の全面中止	<ul style="list-style-type: none"> 最終報告書を作成のうえ、補助金口座の通帳コピーを添付して地区補助金小委員会まで提出下さい。 最終報告書の「プロジェクトの成果」欄に全面中止とし、その理由を記載下さい。 	<p>地区補助金小委員会から連絡を差し上げましたら、地区の「地区補助金口座」宛に振込で返金願います（銀行手数料はクラブで御負担下さい）。</p> <p>中止前に発生した経費については、当初のプロジェクト予算におけるクラブ拠出と補助金額の割合に従って按分負担となります。</p>
活動の一部変更	<ul style="list-style-type: none"> 変更内容を地区補助金小委員会までメールで御連絡下さい。 数量のみ変更の場合はメール連絡のみとなりますが、品目・調達先の変更・追加の場合は修正した申請書の提出・再審査が必要となります。 	<p>地区補助金小委員会から変更内容の承認を通知するまで、補助金を絶対に支出しないで下さい。</p> <p>承認前に発生した経費に財団補助金は充当できません。</p> <p>（ただし当初の申請内容に沿ってすでに発生している、または変更しない部分の経費については充当可）</p>
活動の全面変更	<ul style="list-style-type: none"> 全面変更の理由を地区補助金小委員会にメールで御連絡下さい。 同小委員会から変更後の申請書提出依頼がありましたら、地区ウェブサイトから地区補助金申請書をダウンロードのうえ必要事項を記入し、見積書を添付して御提出下さい。 	<p>地区補助金小委員会から新規活動の承認を通知するまで、補助金を絶対に支出しないで下さい。</p> <p>承認前に発生した経費に財団補助金は充当できません。</p> <p>（ただし当初の申請内容に沿ってすでに発生している経費については充当可）</p>

第 2660 地区の地区補助金（DG=District Grants）

地区補助金の最終報告書

補助金を申請した代表提唱クラブは、補助金受領後 6 ヶ月以内かつ事業完了後 2 ヶ月以内（次年度の地区補助金の申請期限まで⇒4 / 30）に最終報告書を地区資金管理小委員会に提出しなければなりません。活動が報告書の提出期限内に完了しない場合は、中間報告書の提出が必要です。

最終報告書には、補助金口座の通帳と領収書のコピー、納品・会員の積極的活動の証明となる納品書・贈呈式の写真を必ず添付して下さい（中間報告書には少なくとも補助金口座の通帳コピーの添付が必要です）。報告書・領収書は原本の提出は必要ありません。

中間/最終報告書を期日までに提出しない場合、次年度の地区補助金の申請ができないこともありますので、提出期限を含む報告書要件を厳守して下さい。中間報告書を提出した場合でも、年度内にプロジェクトや活動を完了し、次年度の地区補助金の申請期限（4 / 30）までに、最終報告書を提出しなければなりません。遅れた場合、地区内の全クラブへの次年度補助金の支給が滞る恐れがあります。

なお補助金の報告書には、受益者（あるいは親または法的保護者）の同意が書面で提供されていない限り、受益者の個人データ（氏名、年齢／生年月日、あるいは個人が特定されるその他の情報）または受益者の写真を含むべきではない（ロータリー章典の第 26.080 節 プライバシーに関するロータリーの声明）、とされていますのでご注意ください。

【中間/最終報告書作成の留意点】

- ・報告書の収入および支出欄と通帳口座の入出金記録が整合していること。
- ・利息も収入として計上すること。
- ・領収書は、必ず宛先が申請クラブ宛で発行されていること。
- ・領収書の発行者は、購入業者であること（受益者や協力団体、実施国側提唱ロータリークラブ発行の領収書は不可）。
- ・領収書は、経費の支出内容がわかるよう、領収日付・但書が記載されていること。
- ・領収書やその他会計書類が他言語の場合、和訳を添付すること。
- ・報告書の提出期限（※）を遵守すること。
- ・中間報告書の場合も、通帳コピーを添付すること。
- ・報告書支出欄の各項目と領収書に整理番号をふること。
- ・納品・会員の積極的活動の証明として納品書・贈呈式の写真を添付すること。
- ・活動完了後の口座の残金はゼロにすること。
- ・受益者の同意が書面で提供されていない限り、受益者の個人データ（氏名、年齢／生年

（※）提出期限とは、不備のない報告書（下書きや不備のある書類は不可）

15

が地区財団委員会に受理されるべき期限です。

月日、あるいは個人が特定されるその他の情報）または受益者の写真は添付しない。

第 2660 地区の地区補助金（DG=District Grants）

地区補助金と RI 為替レート（ロータリー・レート）

補助金の申請と支払いを含む全ての資金のやりとりは米ドル換算で行われます。クラブからの申請では、地区への申請時点での RI 為替レートを使用してください。クラブへの補助金は、地区が財団から一括して地区補助金を受領した時点における RI 為替レートに基づいて支払われます。補助金申請時から為替レートが変動した場合、クラブは為替損益に以下の方法で対応して下さい（RI 為替レートは MyRotary にてご確認ください）。

- ※為替差損…クラブ拠出金を増額する、または活動の規模を縮小するなど
- ※為替差益…クラブは補給品を増量したり上位品種に変更する、またはクラブの拠出金を減額する（為替差益の場合、下限の 20 万円を下回ることが可能です）など。

事業費（地区補助金＋クラブ拠出金）が過不足となった場合

クラブ拠出金を限度額まで減額しても事業費が残っている場合は、なるべくプロジェクト関連費（プロジェクトのための追加の補給品など）に使用してください。それでも未使用となった場合は補助金の余剰として扱われ、金額の多寡に関わらず、速やかに地区に返金しなければなりません（振込の場合、銀行手数料はクラブ負担）。

物価高騰等により事業費が不足した場合は、クラブ拠出金を増額して対応してください。

地区補助金授与額

代表提唱クラブに対して配分される地区補助金額は、前年度のクラブの一人当たりの平均年次基金寄付実績に基づいての算定を原則とします。なお、複数のクラブが共同してプロジェクトを実施する場合、地区補助金を申請できるのは代表提唱クラブのみとなります。（共同提唱クラブは、異なる受益者を対象とした事業において、別途代表提唱が可能です）

《 基本補助金額 》

（※）寄付実績に基づいて減額される場合も、最低申請補助金は 20 万円です

	プロジェクト総額	クラブ負担額	補助金
人道奉仕	40 万円以上	地区補助金申請額と同額以上	20 万円～60 万円
奨学金			
職業研修			
人道的国際奉仕			20 万円～100 万円

第 2660 地区の地区補助金（DG=District Grants）

《 クラブ寄付実績に基づく補助金額 》

当地区と日本の年次基金寄付目標額は、一人当たり 150 ドルです。

前年度年次基金寄付実績	補助金
99 ドル以下	基本補助金額 × 80%
100～149 ドル	基本補助金額 × 90%
150 ドル以上	基本補助金額 × 100%

《プロジェクト総予算が 50 万円の場合、補助金計算例》

前年度年次基金寄付が…

99 ドル以下	：	$(50 \text{ 万円} \times 50\%) \times 80\% = 200,000 \text{ 円}$
100-149 ドル	：	$(50 \text{ 万円} \times 50\%) \times 90\% = 225,000 \text{ 円}$
150 ドル以上	：	$(50 \text{ 万円} \times 50\%) \times 100\% = 250,000 \text{ 円}$

人道的国際奉仕のための地区補助金申請

申請書に添付する現地の見積書がロータリーの公式通貨である場合は、申請月の国際ロータリー為替レートを使用して下さい。その他の通貨レートはブルームバーグのサイト (<https://www.bloomberg.co.jp/markets/currencies>) を参照して下さい。

ローターアクトクラブによる地区補助金申請

2022-23 年度よりローターアクトクラブも地区補助金申請が可能となりました。申請要件においてロータリークラブと異なる部分については、地区より別途通知しますのでそちらをご参照下さい。

第 2660 地区の地区補助金（DG=District Grants）

インドおよびフィリピンにおける補助金活動

財団補助金を使った奉仕プロジェクトをインドおよびフィリピンで実施する場合、補助金の取り扱いには留意が必要です。

両国における活動に補助金申請を計画しているクラブは「授与と受諾の条件」を確認の上、事前に地区補助金小委員会にお問合せ下さい。

米国財務省資産管理局審査対象国における地区補助金活動

米国財務省資産管理局（OFAC）審査対象国でプロジェクトや活動を実施する場合は、必ず事前に地区補助金小委員会に事業内容等をご連絡下さい。

なお地区承認後、財団による審査・承認の過程において、財団より地区を通じ追加の問い合わせが求められる可能性があります。全申請クラブの着金時期に影響しますので、その際は速やかなご回答をお願いします。

OFAC（=Office of Foreign Assets Control）規制：

米国が国家の安全保障を脅かすとして指定した国等で、経済的制裁対象としています。

申請時に最新情報を確認下さい。

グローバル補助金と地区財団活動資金（DDF=District Designated Fund）

7重点分野

グローバル補助金は、財団の使命に関連する7つの重点分野において、より大きな成果と長期的な持続が望める大規模な国際プロジェクトを支援するものです。

【7重点分野】

	平和構築と紛争予防	Peacebuilding and Conflict Prevention
	疾病予防と治療	Disease Prevention and Treatment
	水と衛生	Water, Sanitation, and Hygiene
	母子の健康	Maternal and Child Health
	基本的教育と識字率向上	Basic Education and Literacy
	地域社会の経済発展	Community Economic Development
	環境	Environment

グローバル補助金ができる活動

すべての補助金活動は、「ロータリー財団 グローバル補助金 授与と受諾の条件」（常に最新版を参照下さい）に記載されている資格要件を満たすものでなければなりません。グローバル補助金はそれぞれの条件に基づいて、以下の活動に利用することができます。

人道的プロジェクト：重点分野の1つもしくは複数の目標を支えるものであること。

- * 恩恵を受ける地域社会に測定可能な成果をもたらすものであること。
- * 補助金を使用した後も持続する成果をもたらすものであること。
- * 最も緊要なニーズに取り組むために、恩恵を受ける地域社会と協力して立案されたものであること。
- * 地域社会と一体となってニーズに取り組むものであること。

奨学金：グローバル補助金は、以下の条件に基づいた奨学金に使用することができます。

- * 重点分野の1つあるいは複数に関連する大学院レベルの研究に提供される奨学金であること。
- * 1～4年間の研究に提供される奨学金であること（当地区は、1～2年間と規定）。

グローバル補助金と地区財団活動資金（DDF=District Designated Fund）

- * 派遣地区から海外の受入地区に留学する奨学生に提供される奨学金であること。
- * 申請時に入学許可状、招請状、学費支援の保証を必要とする条件付き入学許可状を提出しなければならない。

職業研修： グローバル補助金は職業に関連する技術を学んだり、特定の分野において現地の人々を指導したりする目的で、専門職に携わる人々から成る職業研修チームを海外に派遣するために使用することができます。

- * チームの派遣によって、チームあるいは恩恵を受ける地域社会の能力が高められる。
- * 人道的プロジェクトあるいは奨学金と付随して、職業研修チームの派遣を行うことができる。
- * チームは、異なる職業に携わるメンバーから構成することもできる。ただし、同じ重点分野を支援するという共通の目的を持っていないといけない。
- * チームの構成は、重点分野において各自少なくとも2年の職務経験を有する最低2名のメンバー、および国際経験、指導力、重点分野におけるいくつかの専門知識を備えたロータリー会員のチームリーダー1名から成ること（ロータリー会員以外の方がチームリーダーを務める事もできるが、提唱者が申請の必要性を十分説明しなければならない）。
- * 1つの補助金で、複数のチームを派遣することができる（但し、代表提唱者二者が同じで、かつ互いの旅行開始時期の間隔は1年以内であることを要する）。

グローバル補助金活動立案の留意点

活動の立案にあたり、クラブは以下の点を考慮する必要があります。

- * 活動が持続可能かつ測定可能であること。
補助金が全額使用された後も、地域社会においてどのような恩恵が持続されるか（ハード=物品や設備に加え、ソフト=研修、職業訓練や教育の立案が重要です）。
奨学生の専攻・研究分野は、いずれかの重点分野をどのようなかたちで支えるか。
職業研修チームにより、チームまたは受益社会の人々の能力がどのように高められるか。
- * 活動が地域社会の真のニーズに基づいていること。
（MyRotaryにて「地域調査の方法」を参照下さい）。
- * グローバル補助金は、2カ国以上のクラブまたは地区（実施国共同提唱者と、実施国以外の援助国共同提唱者）が提唱したものでなければならない。
- * 共同提唱者の双方が、すべてのグローバル補助金活動の計画と実施に積極的にかかわること。これには、補助金活動の前段階において双方が分担する責務に関するコミュニケーションと計画も含まれる。
- * 人が居住、仕事、または収入を生む活動に従事する建築物（学校・病院なども含む）の新築・増築にグローバル補助金は使用できない。

グローバル補助金と地区財団活動資金（DDF=District Designated Fund）

『持続可能性』

ロータリー財団では、「補助金資金がすべて使用された後にも、地域社会の継続的ニーズを満たす為に、プロジェクトがもたらした影響を長期的に持続できること」としています。

『成果のモニタリングと評価』

大きな改善を確認するために、3年以上の成果測定計画が推奨されています。

ベトナムにおけるグローバル補助金活動

これまでベトナムにはロータリークラブが無く、実施国側での代表申請ができないものの、ベトナム近辺の国や地域のロータリーが複数の援助国側クラブの一方として代表提唱を行うことで例外として当該国でのグローバル補助金活動の申請が認められてきました。しかしながら、2021年6月にベトナムにてロータリークラブが設立されたことにより、以後例外の適用は無くなり、当該国内の地区・クラブが実施国側代表者として申請を行うこととなります。

地域社会の調査

人道的プロジェクトまたは職業研修チームを目的とするグローバル補助金の申請には、地域調査の実施と、調査結果を申請書に添付することが義務づけられています。この調査は、グローバル補助金活動の成果の持続性を高めるためのものです。

地域調査は6つの方法が推奨され、2つ以上の方法を組み合わせたり、地域の実情にあわせて応用することも可能です。詳細は MyRotary 掲載の「地域調査の方法」を参照下さい。

地域調査が完了しましたら、「地域社会調査の結果フォーム」に結果を記入し、グローバル補助金申請書とともにアップロードします。フォームは MyRotary からダウンロードできます。

グローバル補助金と地区財団活動資金（DDF=District Designated Fund）

グローバル補助金の資金調達

グローバル補助金の最低予算は 30,000 ドルです。クラブは、地区財団活動資金（DDF）とクラブ拠出金を組み合わせて資金調達を行い、さらに国際財団活動資金（WF）が DDF に対して 80 パーセントの割合で上乗せされます。クラブ拠出金に対しては、2020-21 年度に WF の上乗せが廃止されましたが、管理運営費（為替や送金の手数料など）を賄うためクラブは従来通り 5%の追加金を拠出する必要があります。なお、WF の授与額の下限はありません。また、人道的プロジェクトのためのグローバル補助金の場合、拠出金総額（DDF とクラブ拠出金の合計）のうち少なくとも 15%が、プロジェクト実施国/地区以外から寄せられたものでなければなりません。

国際財団活動資金（WF）は 2019 年 7 月から 400,000 ドルまで申請することができるようになりました。申請額に従い、審査は以下の要領で実施されます。

グローバル補助金申請額(ドル)		審査方法など
レベル 1 :	50,000 以下	事務総長が審査（必要であれば重点分野の専門家が分析）
レベル 2 :	50,001-200,000	事務総長が審査、重点分野の専門家が分析。また財団専門家グループによる中間視察がある。
レベル 3 :	200,001-400,000	事務総長と財団管理委員会が審査、重点分野の専門家が分析。また財団専門家グループによる事前視察と中間視察がある。

グローバル補助金事業での諸費用

以下の費用が、それぞれプロジェクト総予算の 10%まで認められています。

- 成果のモニタリングと評価の費用（外部専門家の経費、国内旅費や分析費用など）
- プロジェクト管理費
（協力団体における当該プロジェクトのマネージャー費用・諸経費）
- 臨時費（価格上昇や為替変動に対応するため）

プロジェクトの標識・表示のための経費は上限 1,000 ドルまで認められています（表記方法等は MyRotary から「『ボイス』とビジュアルアイデンティティのガイド」参照）。

クラブの参加資格

クラブはグローバル補助金の申請に先立ち、ロータリー財団から補助金プログラム参加資格の認定を受けなければなりません。参加資格認定手続きは、「資格認定プロセス」（32 頁 クラブの資格認定）を参照下さい。

グローバル補助金と地区財団活動資金（DDF=District Designated Fund）

グローバル補助金の申請方法

グローバル補助金はクラブが直接ロータリー財団に申請します。申請書はすべて、年度を通じて随時受け付けられます。オンラインの申請手続きは、MyRotary内の「補助金センター」を通じて行うことができます。また、奨学金と職業研修については、ロータリー会員によるオンライン申請手続き開始後に、ロータリー会員以外の参加者のアクセスが可能になりますので、必要事項を記入します。

グローバル補助金の支払い

グローバル補助金を受領し資金管理を行う代表提唱クラブは、財団による申請書の審査段階でMyRotaryの「補助金センター」から銀行口座情報とともに口座署名人2名の氏名を提出します。但し、この銀行口座情報の提出は、補助金の承認を保証するものではありません。申請書が財団により承認され、さらに代表提唱地区／クラブはすべての拠出金（および追加金）の送金を確認された後、財団は補助金の支払いを行います（「承認後の手続き」参照）。

グローバル補助金へのクラブ拠出金と追加金

クラブや地区がグローバル補助金に現金を拠出した場合、財団で様々な事務手続き（公式通貨への両替や海外送金など）を要しますが、DDFとは異なり3年の投資期間を経ていないため、これらの事務処理費用をまかなうべく、拠出金額の5%を追加拠出する必要があります。なお、この追加金はポール・ハリス・フェロー認証ポイントの対象となります。

報告要件

報告書も申請書同様、クラブがオンラインで直接財団に提出します。

なお、地区に対しては報告書の提出は不要です。

- * 中間報告書は、補助金の最初の支給を受けてから12ヵ月以内に提出し、その後も12ヵ月毎に提出しなければなりません。
- * 最終報告書は、補助金がすべて使用され、活動の目的が達成された後に提出します。プロジェクト完了後2ヵ月以内に提出しなければなりません。
- * 500米ドルを超える資金がプロジェクトの完了後に未使用として残った場合、財団の承認を得てプロジェクト関連経費に使用することができます。
- * 500米ドル未満の未使用の補助金資金は、グローバル補助金の使用が認められている活動に利用でき、財団からの事前の承認は必要ありません。
- * 未使用として残った補助金はすべて、ロータリー財団に返還しなければなりません。

グローバル補助金と地区財団活動資金（DDF=District Designated Fund）

グローバル補助金のための第 2660 地区 DDF 授与額と要件

当地区において、1件あたりのグローバル補助金プロジェクトに申請可能な DDF は、代表提唱の場合 20,000 ドルまでです。DDF を申請する提唱クラブは申請 DDF 額の 10%以上を拠出する必要があります。なお共同提唱の場合、DDF は申請できません。

年度内に代表提唱クラブとして DDF を申請できるのは原則として1プロジェクト（人道奉仕・職業研修含む）のみです。

第 2660 地区の DDF 申請時期

クラブは、資格認定（財団補助金管理セミナーに出席し、クラブの覚書を提出する）を受けていれば、年度を通して随時 DDF を申請することができます。但し地区の DDF が上限に達した場合は申請書の受付を一旦休止し、次年度から審査を再開することがあります。

第 2660 地区の DDF 申請必要書類

- ① 第 2660 地区の DDF 申請書（地区ウェブサイトよりダウンロード）
- ② グローバル補助金オンライン申請書のコピー及び和訳
- ③ 経費を裏付ける書類（見積書等）
- ④ 協力団体の覚書（書式は MyRotary からダウンロード）
- ⑤ 研修計画（書式は MyRotary からダウンロード）
- ⑥ 地域調査の結果フォームのコピー及び和訳（書式は MyRotary からダウンロード）

第 2660 地区の DDF 審査と承認

クラブは、DDF 申請書と必要添付書類を地区財団委員会に提出します。グローバル補助金を人道奉仕や職業研修プログラムのために申請する場合、審査は地区補助金小委員会が担当します。DDF が承認された場合、地区ガバナーと地区財団委員長がオンラインからグローバル申請書（DDF の使用）を承認しますが、その時点で実施国と援助国双方の代表連絡担当者が申請書を承認済で、双方のクラブ会長が法的同意に署名を完了している必要があります。

グローバル補助金と地区財団活動資金（DDF=District Designated Fund）

第 2660 地区の DDF 制約事項

当地区では下記に該当するプロジェクトの場合、原則として DDF を配分しません（但し、ロータリー財団の「重点分野の基本方針」の受領資格を満たしている場合を除く）。

- × プロジェクト実施国（奨学金・VTT を除く）が先進国である
- × プロジェクト予算にロータリー会員の交通費等経費が含まれている
- × 既に申請中や進行中のグローバル補助金活動（最終報告書を財団本部に未提出で、正式にクローズしていないプロジェクト）がある代表提唱クラブ

ローターアクトクラブによるグローバル補助金申請

2022-23 年度よりローターアクトクラブもグローバル補助金申請が可能となりました。申請要件においてロータリークラブと異なる部分については、地区より別途通知しますのでそちらをご参照下さい。

グローバル補助金承認後の手続き

ロータリー財団承認後の手続き

ロータリー財団から補助金の正式な承認通知が届いたら、補助金の受領の為に以下の手続きを完了する必要があります。手続きが完了後、国際ロータリー公式為替レートに基づいて約2週間で支払いが実行されます。プロジェクトを開始する為に、速やかに財団承認後の手続きを行って下さい。

（実施国代表提唱クラブの手続き）…補助金口座を実施国で開設する場合

1. オンラインでグローバル補助金の銀行口座に関する情報を提出し、口座名の入った補助金口座通帳表紙をアップロード
2. グローバル補助金銀行口座の署名人となるロータリー会員2名をオンラインから入力

2020年10月から、既述1と2は財団の審査段階で実行することになりました。

3. クラブ拠出金を補助金口座に入金（入金記録=通帳コピーをアップロード）

（日本=援助国側代表提唱/共同提唱クラブの手続き）

1. クラブ拠出金をロータリー日本財団に振り込み、寄付金送金明細書に必要事項を記入のうえ日本財団へ提出（「ロータリー財団 寄付送金明細書」参照）

A		公益財団法人 ロータリー日本財団		TEL: 03-5439-5806 FAX: 03-5439-0406		
寄付送金明細書						
振込先: 三井住友銀行 赤羽支店 普通預金 3978101 名義: 公益財団法人ロータリー日本財団						
送金明細書送付先: kifu@rotary.org			送金日までにお送りください			
通信欄:						
一括1万ドル以上の大口寄付について寄付者名を公表することがあります。希望されない場合は次の口に✓をおつけください。 <input type="checkbox"/> 公表しないで下さい。(寄付者名) _____						
<small>着金日のRレートが適用されます</small>						
送金情報	送金(予定)日	振込元 金融機関 支店名		送金額	Rレート	
	地区番号	クラブ番号	クラブ名	担当者名	TEL	
	寄付者名 (領収証宛名) ・個人 ・法人 ・クラブ ・地区	ローマ字名 (姓、名) (法人は英語名)	ID番号 ・個人ID番号 ・法人ID番号 ・クラブ番号 ・地区番号	寄付分類 ▼をクリックして選択 ・補助金/冠名基金 は番号を入力	円金額	\$金額 ・Rレートと円金額の入力で自動計算
	1			↑		
	2	ここに必ずグローバル補助金番号 (GG21〇×△〇) を記載します。				

グローバル補助金・・・グローバル奨学生

グローバル奨学生（第2660地区）の募集要項

当地区では、1～2学年間にわたってグローバル補助金を提供します。グローバル奨学生応募者は、地区奨学金小委員会に申請必要書類（※）を提出し、面接試験を受けます。

選考の結果、選ばれた応募者は当地区のグローバル奨学生候補者となり、地区による財団へのグローバル補助金申請手続きと財団の承認を経て、正式に奨学生になります。

なお2学年に渡る申請を行う場合、次年度の応募者との公平性を鑑み、2年目において当該年度にかかる費用支出に対して、再度審査を受けていただきます。

応募者が満たさなければならない要件は以下の通りです。

- ・7つの重点分野のいずれかに該当する分野でキャリアを築く事を目標とし、大学院レベルの教育目標もこれに関連すること
- ・学歴、職歴、活動歴が重点分野に関わっていること
- ・留学先がロータリークラブのある国であること
- ・財団へのグローバル補助金申請時に入学許可状、招請状、学費支援の保証を必要とする条件付き入学許可状を提出できること
- ・受入国の言語に堪能であること
- ・第2660地区内に在住、あるいは在学・在職、または本籍を有すること
- ・日本国籍、あるいは永住権を有すること
- ・海外在住（就学・就業）の場合、原則として申請は不可
- ・第2660地区以外の地区や、ロータリー以外が提供する奨学金の並行申請は不可
- ・渡航予定日が、申請の翌年8月以降であること

（※）申請必要書類（地区ウェブサイトよりダウンロード）

- ① 「国際ロータリー第2660地区 グローバル奨学生申請書」
- ② 小論文
- ③ 大学成績証明書
- ④ 語学力証明書（留学先の国や地域の言語）
- ⑤ 留学先教育機関（大学院レベル）からの入学許可状、招請状（入手済みの場合）
- ⑥ 経費計画書（見積書）

地区奨学金小委員会の責務は以下の通りです。

- ・提出された申請書類・小論文審査の実施
- ・書類審査合格者の面接試験を経て合格者（グローバル奨学生候補者）を選考

グローバル補助金・・・グローバル奨学生

- ・ 当地区（援助国）と奨学生派遣先地区（実施国）の実施国代表提唱者（地区/クラブ）の手配
- ・ DDF 申請手続き（地区）とグローバル補助金申請手続き（財団本部）
- ・ オリエンテーションの実施

グローバル奨学生の派遣時期

奨学生の申請書は、旅行日 90 日前までが提出期限ですが、8,9,10 月のいずれかの月に留学を開始する場合は、6 月 30 日までに申請書を提出する必要があります。

当地区のグローバル奨学生候補者の決定は 11 月、その後財団への申請・承認手続きを経て、派遣は翌年 8 月以降になります。これ以前に既に渡航が確定している場合、当地区へのグローバル奨学生の応募はできません。

奨学生の選考から申請までのスケジュール

2023 年	7～8 月	グローバル奨学生募集開始 ① 募集要綱の確定（地区ウェブサイト掲載、誘導広告） ② 地区内クラブへの応募者推薦依頼配信
	～10 月	応募受付
	～11 月	グローバル補助金奨学生候補者の決定 ① 書類選考 ② 面接選考
2024 年	～3 月	ロータリー財団へのグローバル補助金準備・申請 ① 希望留学機関の入学許可状取得（奨学生候補者） ② 援助国・実施国 代表提唱クラブおよび代表連絡者の決定 (地区奨学金小委員会)
	～6 月	ロータリー財団による審査と承認 ① 財団承認後の手続きを行う（「承認後の手続」参照） ② 奨学金が代表提唱クラブの補助金口座へ着金
	～8 月	奨学生渡航前の手続 ① 渡航前オリエンテーション」の実施（地区奨学金小委員会 および代表提唱クラブ） ② 奨学金を奨学生に授与（代表提唱クラブ）

- ◆グローバル奨学生の申請は、援助国代表提唱者（奨学生派遣国）と実施国代表提唱者（留学生受入国）が共同提唱することが必要です。地区奨学金小委員会は、奨学生候補者を決定次第、受入国の地区やクラブに対し共同提唱とカウンセラーを依頼しますが、この手配に 1 ヶ月前後を要することもあります。
- ◆奨学生候補者の留学開始期間が 10 月以降の場合は、上記グローバル補助金準備・申請手続き以降のスケジュールは適宜調整します。

グローバル補助金・・・グローバル奨学生

グローバル奨学金の為に DDF

当地区では毎年1～複数名のグローバル奨学生候補者を選出します。

クラブが提唱するグローバル奨学生

クラブがグローバル奨学生応募者を地区に推薦し、当該応募者が奨学生候補者として選ばれた場合、代表提唱クラブとしてグローバル奨学金を申請すること、クラブ拠出金を提供することが推奨されています。

1人あたりのグローバル奨学生に申請可能な DDF は、事前に地区奨学金小委員会まで相談下さい。

グローバル奨学金を成功させるためのポイント

7 重点分野	ポイント
平和構築と紛争予防	<ol style="list-style-type: none"> 平和構築と紛争予防の分野における申請者のそれまでの職歴・活動歴（非政府組織、政府機関、または国際的組織における仕事または研究） 平和構築と紛争予防に沿った履修課程 <ul style="list-style-type: none"> 紛争予防と解決、平和・司法研究、平和関連の社会起業、安全保障研究、国際関係を含む履修課程、および、人権法など平和と紛争を専門とするその他の学位。 平和と紛争の課題および成果に直接の主眼を置く履修課程は、優先的に考慮される。 平和と紛争転換、予防、解決に関連した申請者の将来のキャリア計画。 <p>(!) 平和構築、紛争転換、または紛争予防と解決に重点が置かれていない一般的な国際関係に関連するもの、ならびにその他の一般的な社会的発展に関連する履修課程や学位は望ましくない。</p> <p>(!) ロータリー平和センター提携大学における、ロータリー平和フェローが取り組むのと同様または類似した履修課程への入学は不可。</p>
疾病予防と治療	<ol style="list-style-type: none"> 疾病予防と治療の分野における申請者のそれまでの職歴・活動歴。 公共保健や看護・医学の上級学位など、疾病予防と治療に沿った履修課程。 疾病予防と治療に関連した、申請者の将来のキャリア計画。

グローバル補助金・・・グローバル奨学生

グローバル奨学金を成功させるためのポイント

7 重点分野	ポイント
水と衛生	<ol style="list-style-type: none"> 1. 水と衛生、または水源管理の分野における申請者のそれまでの職歴・活動歴。 2. 水と衛生、または水源管理に沿った履修課程。 （水と衛生のエンジニアリング、環境エンジニアリング、水源システムの総合管理、水文学、公共保健） 3. 水と衛生に関連した、申請者の将来のキャリア計画。
母子の健康	<ol style="list-style-type: none"> 1. 母子の健康の分野における申請者のそれまでの職歴・活動歴。 2. 母子の健康に沿った履修課程。 （疫学、栄養学、グローバルヘルス、公共保健、保健推進、看護学・医学の上級学位） 3. 母子の健康と関連した、申請者の将来のキャリア計画。
基本的教育と識字率向上	<ol style="list-style-type: none"> 1. 基本的教育と識字率向上の分野における申請者のそれまでの職歴・活動歴。 2. 基本的教育と識字率向上に沿った履修課程。 （教育、識字、カリキュラム開発、特別教育、学校経営） 3. 基本的教育と識字率向上に関連した、申請者の将来のキャリア計画。
地域社会の経済発展	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地域社会の経済発展の分野における申請者のそれまでの職歴・活動歴。 （申請者は自分の仕事が貧困、低収入、または不十分な支援などの問題がある地元、地域、または国の人々の経済的福祉にどのように貢献したかを明確に示さなければならない） 2. 地域社会の経済発展に沿った履修課程。 <ul style="list-style-type: none"> ・地域社会の経済発展に焦点を当てた社会科学のコース、ソーシャルビジネス、小規模の起業、マイクロクレジット（小口融資）を専門とする経営学位。 ・地元、地域、または国の経済発展戦略を強調したもの。 ・貧困、低収入、または十分な支援が得られない地域社会などの経済問題に焦点を当てたもの。 ・ソーシャルビジネスの開発を支援するもの（経営学修士課程の特別履修コースなど）。

グローバル補助金・・・グローバル奨学生

グローバル奨学金を成功させるためのポイント

7 重点分野	ポイント
<p>地域社会の 経済発展</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地元、地域、または国レベルでの起業スキルや事業立ち上げについて教えるビジネス学位を提供するもの。 ・ 課程・コース名に「地域社会の開発（community development）」という言葉を含むもの。 ・ 小規模の事業者や起業家に助言を提供する取り組みを改善するもの。 ・ 貧困、低収入、十分な支援が得られない地域社会に影響を及ぼしている環境問題に取り組むための戦略に焦点を当てたもの（例：リソース管理、環境・保全研究、レジリエンス計画、緊急時への備え）。 ・ 経済発展戦略を導く都市計画原則を使用したもの。 <p>3. 地域社会の経済発展に関連した、申請者の将来のキャリア計画。以下の要素を含むキャリアは、審査の際に有利となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域または国レベルで、貧困、低収入、十分な支援が得られない地域社会における社会・経済的福祉の改善。 ・ 非営利もしくは社会的事業におけるキャリア。 ・ 貧困地域、若者、女性、先住民、難民、その他の十分な支援が得られない地域の人々の経済・社会的福利のためのアドボカシー支援。 ・ リソース管理、環境・保全研究、レジリエンス計画、緊急時への備えを含む戦略を通じた、貧困、低収入、十分な支援が得られない地域社会に影響を及ぼしている環境問題への取り組み。 <p>(!) 以下のような履修課程は、審査の際に有利とはみなされない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 純粋に理論のみのマクロ経済学、政治学、または金融学。 ・ ソーシャルビジネスとは関係ない事業運営に関する経営学修士課程（MBA）など、一般的な民間ビジネスの発展を扱うもの。 <p>(!) 審査の際に有利とはみなされないキャリア。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ビジネス、エンジニアリング。 ・ ソーシャルワークにおける一般的な役割。 ・ 民間環境・企業環境における一般運営。
<p>環境</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 環境と関連する分野における申請者のそれまでの職歴・活動歴。 2. 自然資源管理、環境エンジニアリング、環境衛生、環境毒性学、林業、保全管理、環境正義など、環境に沿った履修課程。 3. 環境に関連した、申請者の将来のキャリア計画。

クラブの資格認定

ロータリー財団の補助金を利用する代表提唱クラブは、地区によって資格が認められなければなりません。この資格は、以下を実行することによって取得することができます。なお当地区では、財団補助金の申請有無を問わず全クラブに資格認定を受けるよう強く推奨しています。クラブの資格認定は、取得から1年間有効です。

資格認定プロセス

- ① 毎年最低1名のクラブ会員が地区主催の補助金管理セミナーに出席する。
(ただし対面式セミナー開催が困難な場合、オンライン出席または MyRotary 内のラーニングセンターの受講を以て代替することもあります)
- ② ロータリー財団から提供される覚書（MOU）に記載された財務と資金管理要件を遂行する（覚書に署名をし、提出する）。

補助金管理セミナー

（目的）

補助金を効果的に管理し、資金を適切に監督する上で必要な知識や情報を提供する為の研究です。

（出席者）

当地区では、クラブ会長エレクト・会長ノミニー・次期ロータリー財団委員長を出席義務者としています。また、財団補助金に関心のある全てのクラブ会員に対し、参加のうえ補助金管理について学ぶよう奨励しています。

（欠席クラブ）

原則として、本セミナーに遅刻・早退・欠席したクラブは資格認定を受けることはできません。やむを得ない事由がある場合は、地区財団委員会にご相談下さい。MyRotary 内のラーニングセンターを受講していただきます。

【参考資料】7 重点分野の基本方針

重点分野の目的と目標および受領資格の判断基準は以下のとおりです。グローバル補助金を申請する前に、必ずお読み下さい。

平和構築と紛争予防

- ◆ 紛争を転換し、平和を築くための個人および地域社会の能力の向上。
- ◆ 平和教育、平和のためのリーダーシップ、および紛争予防と解決における、地域社会の人びとへの研修。
- ◆ 弱い立場にある人びとの社会への統合を支援する奉仕の実施。
- ◆ 天然資源を管理する最善の方法を特定するための対話および地域関係の改善。
- ◆ 平和構築と紛争解決に関連した仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための大学院レベルの奨学金支援。

疾病予防と治療

- ◆ 地元の医療従事者の能力向上。
- ◆ 伝染病の伝播を食い止め、非伝染病の発生とそれによる影響を減らすための、疾病予防・治療プログラムの推進。
- ◆ 医療システムの強化。
- ◆ 臨床治療および身体障害のためのリハビリの提供。
- ◆ 疾病予防と治療に関連した仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための大学院レベルの奨学金支援。

水と衛生

- ◆ 安全で手頃な価格の飲み水をすべての人が公平に利用できるように促進。
- ◆ 地上および地下の水源の保護と維持、汚染および汚染物質の削減、廃水再利用の推進による水質の改善。
- ◆ 衛生的な方法で排便が処理される地域社会の達成を目的とする、改善された衛生と水管理の公共サービスのすべての人による公平な利用の促進。
- ◆ 疾病の蔓延を防ぐ、地域社会の人びとの衛生に関する知識・行動様式・習慣の改善。
- ◆ 持続可能な水・衛生サービスの開発・財務・管理・維持ができるようにするための、政府・諸機関・地域社会の能力強化。
- ◆ 水と衛生に関連した仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための大学院レベルの奨学金支援。

【参考資料】7 重点分野の基本方針

重点分野の目的と目標および受領資格の判断基準は以下のとおりです。グローバル補助金を申請する前に、必ずお読み下さい。

母子の健康

- ◆ 新生児や赤ちゃんの死亡率の削減。
- ◆ 5歳未満の幼児の死亡率と罹患率の削減。
- ◆ 妊婦の死亡率と罹患率の削減。
- ◆ 基本的な医療サービス、研修を受けた地域社会の医療従事者、および医療提供者へのアクセスの改善。
- ◆ 母子の健康に関連した仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための大学院レベルの奨学金支援。

基本的教育と識字率向上

- ◆ 基本的教育と識字能力をすべての人びとに与える地域社会の力を高めるプログラムの支援。
- ◆ 成人の識字率の向上。
- ◆ 教育における男女格差を減らすための活動。
- ◆ 基本的教育と識字率向上に関連した仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための大学院レベルの奨学金支援。

地域社会の経済発展

- ◆ 貧困地域の経済発展を促すための、地元のリーダー、団体、およびネットワークの能力の向上。
- ◆ 生産性の高い仕事の創出と、持続可能な生計手段へのアクセス改善。
- ◆ 経済的な機会と公共サービスへのアクセスを提供することによる、周縁化された地域社会のエンパワメント。
- ◆ 起業家、ソーシャルビジネス、地域的に支持されているビジネスイノベーターの能力向上。
- ◆ 生産的な仕事への就職および市場・財務サービスの利用を妨げる、性別や社会的身分に基づく不平等への取り組み。
- ◆ より持続可能で経済回復力が高い地域社会を創出するための、再生可能なエネルギーと省エネ手段へのアクセス向上
- ◆ 経済的利益のための環境・天然資源保全のスキルを養成するための地域社会のエンパワメント
- ◆ 環境・気候関連のリスクや自然災害に対する地域社会の回復力と適応力の強化。
- ◆ 経済回復力を改善するため、地域社会を基盤とする緊急時の基本的な備えのサービス体制の発展と支援。
- ◆ 地域社会の経済発展に関連した仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための大学院レベルの奨学金支援。

【参考資料】7 重点分野の基本方針

重点分野の目的と目標および受領資格の判断基準は以下のとおりです。グローバル補助金を申請する前に、必ずお読み下さい。

環境

- ◆ 陸地、沿岸、海洋、淡水資源の保護と回復。
- ◆ 天然資源の管理と保全を支援する地域社会と地方自治体の能力向上。
- ◆ 生態系の健全さを改善するための農業生態学および持続可能な農業、漁業、水産養殖の実践の支援。
- ◆ 気候変動と気候混乱の原因への取り組み、および温室効果ガスの排出削減のための解決支援。
- ◆ 気候変動と気候混乱の影響を受ける生態系と地域社会の回復力の強化。
- ◆ 環境を守る行動を推進するための教育支援。
- ◆ 資源効率の高い経済を築くために、生産物の持続可能な消費および環境に配慮した副産物の管理の提唱。
- ◆ 環境正義の問題と環境公衆衛生上の懸念への取り組み。
- ◆ 環境に関連した仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための大学院レベルの奨学金支援。

【参考資料】7 重点分野…グローバル補助金の受領資格のないもの

ロータリー財団は以下の活動を重点分野の範囲外にある活動とみなし、グローバル補助金の受領資格がないものとみなします。

平和構築と紛争予防

- × ロータリー会員が主な参加者となる平和会議。
- × 音楽、スポーツ、または課外活動に唯一の主眼を置くプログラム。
- × ロータリー平和センター提携大学における、ロータリー平和フェローが取り組むのと同様または類似した履修課程への入学。

疾病予防と治療

- × 調度品、供給品、消耗品、または太陽光パネルなどの非医療機器の購入のみを含むプロジェクト。
- × 教育的な支援プログラムを提供しない、またはプロジェクト実施国の能力を大きく向上させる活動を提供しない医療任務／手術チーム（ただし、救命手術および先天的疾患に取り組む手術は例外とする）。
- × エコストーブまたは屋内調理台の設置プロジェクト。
- × 身体・精神障害治療のための非従来のまたは別の方法によるセラピー（ただし、医療従事者が監督する臨床手続きを含む場合は除く）。
- × 蔓延した発達障害、および、自閉症を含むその他のスペクトラム障害の治療（障害への長期的影響による改善を示す持続可能な臨床的介入がある場合を除く）。
- × 栄養プログラム（ただし、臨床的栄養失調、または妊娠からその子どもが2歳の誕生日を迎えるまでの期間の最初の1000日間における介入である場合は除く）。
- × プロジェクト分野における成功使用例と適切な管理、維持、および修理システムが整っていることを示す文書がない新しいテクノロジーの導入。
- × 一般的な保健教育および公共安全プログラム。

水と衛生

- × 行動様式を変えることではなく、知識を向上させ、標準的な情報を提供することに焦点を置く衛生プログラム。一度限りの講習や授業は受領資格を満たさない。
- × 流域管理プロジェクトの一環ではない、単独の河川・沿岸の清掃活動。
- × 水と衛生システムを構築するだけのプロジェクト。

【参考資料】7 重点分野…グローバル補助金の受領資格のないもの

ロータリー財団は以下の活動を重点分野の範囲外にある活動とみなし、グローバル補助金の受領資格がないものとみなします。

母子の健康

- × プロジェクト実施国の現地の能力を大きく向上させる活動を含んでいない医療任務団／手術チームの派遣（救命手術、先天性疾患の手術は除く）。
- × ガーデンプロジェクト、食物補給、学校をベースとする栄養プログラム。
- × エコストーブまたは屋内調理台の設置プロジェクト。
- × 校庭および一般的な子どもの運動と健康に関するプロジェクト。
- × 身体・精神障害治療のための非従来のまたは別の方法によるセラピー（ただし、医療従事者が監督する臨床手続きを含む場合は除く）。
- × 思春期の人を対象とする性と生殖の健康に関するプロジェクト（資格のある医療従事者の監督の下、医療システムの範囲内で実施される場合を除く）。
- × 調度品、供給品、消耗品の提供（グローバル補助金の受領資格を満たしている母子の健康プロジェクトの一環として行う場合を除く）。
- × 一般的な保健教育および公共安全プログラム。

基本的教育と識字率向上

- × 設備、車両、または学用品の購入、およびそれらの使用に関する研修のみで構成されるプロジェクト。
- × 給与、授業料、学用品を提供するプロジェクトで、将来地域社会やロータリー外部の団体が自力でこれらを提供していくための手段を提供しないもの。
- × 課外授業の資材、遊具、遊び場のみを購入するプロジェクト。
- × 学校給食や給食プログラムの設備・備品の提供を主眼としたプロジェクト。
- × 補助金の資金が使い尽くされた後に地域社会で継続することができないプロジェクト。
- × 補助金の使用期間にのみ機能する個人指導や放課後のプログラムなど、1学年度の学生のみ之恩恵となるプロジェクト。

地域社会の経済発展

- × 直接的な経済的成果がない、または運営・維持計画がない地域インフラまたは機器を提供するプロジェクト。
- × 公園や遊び場などの地域美化プロジェクト。
- × コミュニティセンターの修復プロジェクト。

【参考資料】7 重点分野…グローバル補助金の受領資格のないもの

ロータリー財団は以下の活動を重点分野の範囲外にある活動とみなし、グローバル補助金の受領資格がないものとみなします。

環境

- × 地域社会の美化プロジェクト。
- × 一度限りの研修または教育セッション。
- × 一度限りの河川、砂浜、生息地の清掃。
- × より大きな生態学的枠組みと戦略の一環ではない植樹。
- × 具体的かつ測定可能な好ましい環境へのインパクトを生みだすことを目指す総合的プロジェクトの設計を伴わない、火葬場の単独の設備、およびインフラの購入や設置。
- × 自然療法。
- × 食料配給プログラム。
- × 屋外レクリエーション活動。
- × インフラの建設、機器の購入、またはその機器の使用方法に関する研修のみを含むプロジェクト。

【参考資料】プロジェクトの標識

ロータリー財団 地区補助金 授与と受諾の条件 1. 受領資格のある活動 J項
ロータリー財団 グローバル補助金 授与と受諾の条件 1. 受領資格のある活動 O項

「ロータリー財団章典の第 40.010.2 項に基づき、またロータリーのブランドリソースセンターにあるロータリーブランドのガイドラインに従い、補助金提唱者とロータリー財団を明確に示す標識・表示をプロジェクト実施地、またはその近接位置に表示すること。」

ロータリー財団の補助金受領者は、適切なプロジェクト表示を行うことが義務づけられています。

適切な表示例：



Rotary

プロジェクトの種類／重点分野

（例：基本的教育と識字率向上、水と衛生など）

ロータリークラブ名および（または）地区番号
プロジェクト実施国の国名

ロータリークラブ名および（または）地区番号
プロジェクト実施国以外の国名

上記以外に参加するクラブ／地区

本プロジェクトは国際ロータリーのロータリー財団補助金により実施

【参考資料】財団の用語集

英略語

D	DDF	District Designated Fund	地区財団活動資金
	DG	District Grants (DG)	地区補助金
	DRFC	District Rotary Foundation Committee	地区ロータリー財団委員会
F	FVP	Future Vision Plan	未来の夢計画
G	GG	Global Grants	グローバル補助金
M	MOU	Memorandum of Understanding	覚書
R	RI	Rotary International	国際ロータリー
	RRFC	Regional Rotary Foundation Coordinator	ロータリー財団地域コーディネーター
T	TRF	The Rotary Foundation	ロータリー財団
V	VTT	Vocational Training Team	職業研修チーム
W	WF	World Fund	国際財団活動資金

その他

A	Area of Focus	重点分野
	Annual Fund	年次基金
C	Cooperating Organizations	協力団体
	Community Assessment	地域調査
F	Financing	資金調達
G	Global Grant Committee	グローバル補助金委員会
H	Host Counselor	受入側カウンセラー
	(Primary) Host Partner	実施国（代表）提唱者
I	(Primary) International Partner	援助国側（代表）提唱者
M	Measurable Outcomes	測定可能な成果
M	(Project) Monitoring and Evaluation	(プロジェクトの) モニタリングと評価
P	Partners	共同提唱者
R	Reporting	報告
	Rotary Disaster Response Grants	ロータリー災害救援補助金
S	Sustainable Impact	継続する成果